

## 指数先物・オプション取引の手数料について

### 委託手数料

手数料計算において、円未満の端数が生じた場合には切り捨てます。  
 表による算出額のほかに消費税相当額が徴収されます。  
 約定代金は1口注文によるもので、同一銘柄につき同一日に成立したものであって、同一種類の注文によるものが1口として取り扱われます。  
 円未満切捨てにより下記手数料率に基づく計算結果と誤差が生じる場合があります。  
 詳細につきましては、担当営業員へお問い合わせください。

### 指数先物取引

新規の売付け、新規の買付け、転売、買戻し又は最終決済の各々につき

| 約 定 金 額         | 手数料計算テーブル                |
|-----------------|--------------------------|
| 1 億円以下          | 約定金額 × 0.08%             |
| 1 億円超 ~ 3 億円以下  | 約定金額 × 0.06% + 20,000 円  |
| 3 億円超 ~ 5 億円以下  | 約定金額 × 0.04% + 80,000 円  |
| 5 億円超 ~ 10 億円以下 | 約定金額 × 0.02% + 180,000 円 |
| 10 億円超          | 約定金額 × 0.01% + 280,000 円 |

### 指数オプション取引

新規の売付け、新規の買付け、転売、買戻しに係る約定金額又は権利行使により授受する金額のうち

| 約 定 金 額              | 手数料計算テーブル  |
|----------------------|--|
| 100 万円以下             | 約定金額 × 4.0%<br>ただし、約定金額の 4.0% の額が 2,500 円に満たない場合には 2,500 円 |
| 100 万円超 ~ 300 万円以下   | 約定金額 × 3.0% + 10,000 円                                     |
| 300 万円超 ~ 500 万円以下   | 約定金額 × 2.0% + 40,000 円                                     |
| 500 万円超 ~ 1000 万円以下  | 約定金額 × 1.5% + 65,000 円                                     |
| 1000 万円超 ~ 3000 万円以下 | 約定金額 × 1.2% + 95,000 円                                     |
| 3000 万円超 ~ 5000 万円以下 | 約定金額 × 0.9% + 185,000 円                                    |
| 5000 万円超             | 約定金額 × 0.6% + 335,000 円                                    |

### 徴収方法

指数先物取引は、転売又は買戻しによる決済（反対売買による決済）時、若しくは最終清算数値（SQ 値）による決済（最終決済）時に、上記手数料表で算出した額を頂戴いたします。

指数オプション取引は、新規建玉時、転売又は買戻しによる決済（反対売買による決済）時、若しくは権利行使による決済時に、上記手数料表で算出した額を頂戴いたします。

## 指数先物・オプション取引の取引開始基準等について

### 取引開始基準

|           | 取引開始基準   |
|-----------|--|
| 指数先物取引    | 預り資産 1,000万円以上<br>(最低取引単位の約定金額が300万円以下で1銘柄<br>のみの場合は100万円以上) |
| 指数オプション取引 | (売) 預り資産 1,000万円以上<br>(買) 預り資産 50万円以上                        |

### 建玉限度額 (オプション取引による買付けのみ行う場合は対象外です)

| 顧客区分           | 建玉限度額   |
|----------------|---|
| 個人             | 預り資産の5倍。ただし、10億円を<br>限度とする。   |
| 上場会社又はこれに準ずる法人 | 預り資産の5倍又は純財産額の2分の<br>1いずれか大きい額。ただし、純財産<br>額による場合は当社の純財産額の2分<br>の1を限度とする。                                |
| 上記 以外の法人       | 預り資産の5倍又は純財産額 (若しく<br>は公表資産額) の2分の1いずれか大<br>きい額。ただし、純財産額 (若しくは<br>公表資産額) による場合は、当社の純<br>財産額の2分の1を限度とする。 |
| 金融機関           | 各業態がそれぞれ先物取引等基準に定<br>める額。   |

### 代用有価証券の種類、代用価格等

有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に  
応じて、前々日時価にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。

|                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| 国債.....          | 85%以下                 |
| 政府保証債.....       | 80% "                 |
| 地方債・社債.....      | 75% "                 |
| 金融債.....         | 75% "                 |
| 上場新株予約権付社債.....  | 70% "                 |
| 上場株券.....        | 70% "                 |
| 公社債投信.....       | 75% "                 |
| 追加型株式投信.....     | 70%以下                 |
| 単位型株式投信.....     | 70% " (クローズド期間終了後のもの) |
| 上場投資信託・上場投資証券... | 70% " (ETF、不動産投信など)   |